

一般社団法人北海道建築士会 会費規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人北海道建築士会定款第8条に基づき、会員の会費について定めるものとする。

(会費)

第2条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 正会員は年額12,000円とする

(2) 準会員は年額9,600円とする

(3) 賛助会員は一口年額1,000円を単位とする

2 会費は、理由を付して総会の承認を得たときは、支部毎に増額することができる。

3 災害等相当の理由があるときは、総会の承認を得てその会費を減額ないしは免除することができる。

4 会員は、会費を毎事業年度開始後3か月迄に納めなければならない。

ただし、新入会員は、正会員及び準会員の年額を月割し、入会した月から当該年度12月分までの月数に乗じた額を入会時に納入しなければならない。

5 賛助会員は、入会した年の年額を納入するものとする。

6 会員が退会しようとするときは、支部を通じて会長に届けなければならない。

7 納入された会費は返還しないものとする。

(会費の使途)

第3条 本会の会費は、会の事業及び運営のために使用する。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に置いて読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。